

保育政策・予算確保に関する要望書

別添資料

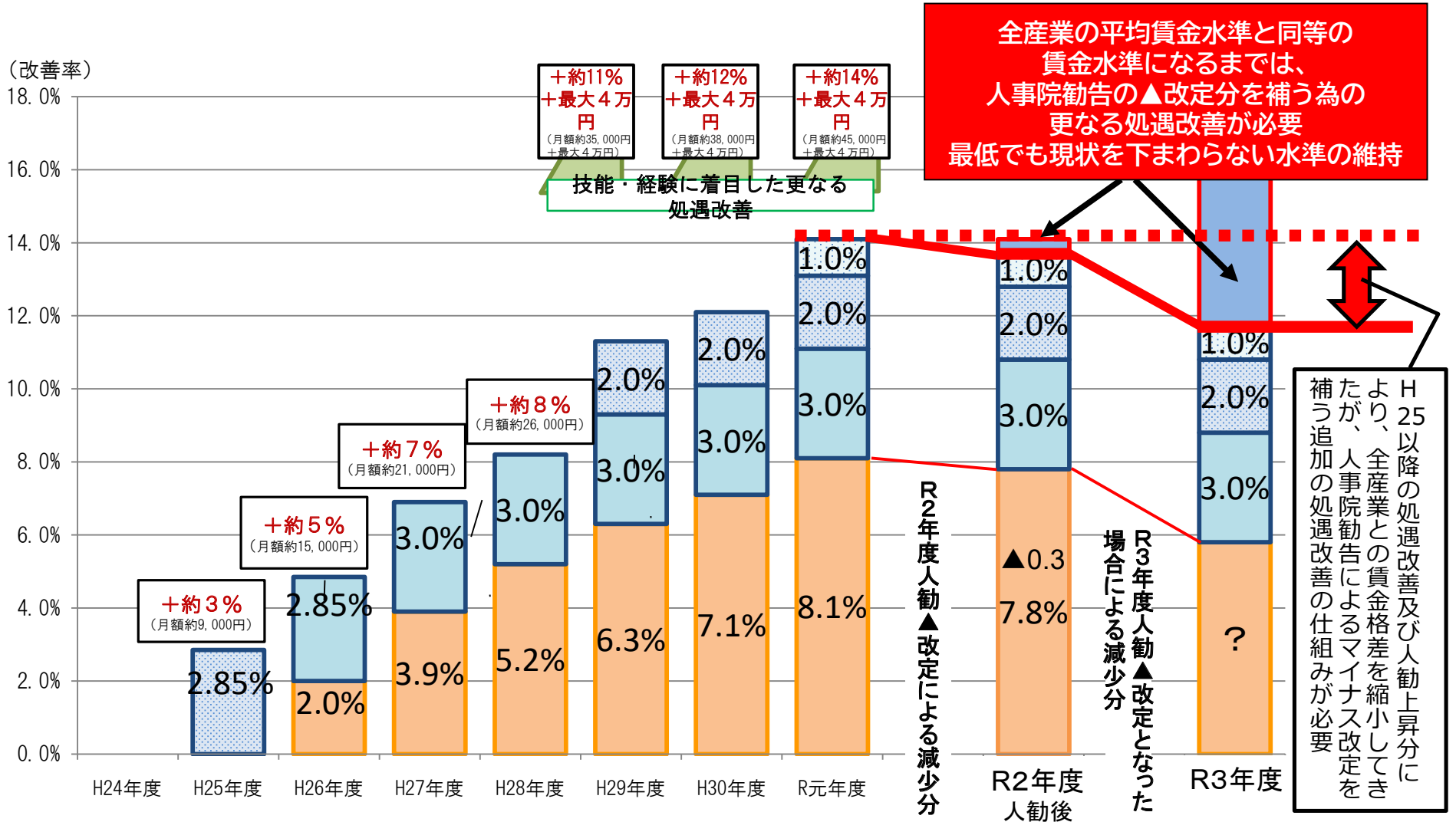
令和3年11月吉日
全国保育推進連盟

別添資料 1

人事院勧告と保育士の処遇改善

○処遇改善の取組により他産業と保育士の賃金格差は縮小しつつあるが、さらなる処遇改善が必要。

賃金の比較		平成27年	→	令和元年	
保育士(女性)	月額	26.8万円		30.2万円	令和元年度時点で、 月額約 2.1万円 年額約 252,000円 の賃金格差
全産業(女性)	月額	31.1万円		32.3万円	



【要望事項2における論点整理として】

【論点①】

施設開所時間（1日11時間・週6日66時間）と、
職員勤務時間（1日8時間・週5日40時間）との乖離により、
保育現場では**基準以上の人員配置をせざるを得ない。**

【論点②】

制度設計の大前提である、児童の利用実態や保育士配置に
対する**想定と現実のギャップと矛盾。**

*あくまでも**児童の保育時間は原則8時間**であるとの前提で、現在の保育士配置基準で
保育が実施できているという前提であり、**給付単価も保育時間8時間分のみ**だが…
保育現場の実態は**殆どの児童が8時間を大きく超えて保育を行っている為、**
基準以上の人員配置をせざるを得ない。

【論点③】

現在の保育士や調理員の配置基準自体が適切でない為、
保育現場では**基準以上の人員配置をせざるを得ない。**

別添資料 3

【論点整理の前提として…保育の必要量認定について】

認定区分	標準時間保育認定	短時間保育認定
利用可能な保育時間	原則 8 時間 としつつ 最大で 11 時間まで利用可能 * 11 時間まで通常保育料の範囲内で利用可	原則 8 時間 = 利用可能な時間帯 * 8 時間を超えた時間は別途保育料が必要
無償化の範囲 (3歳児以上)	11 時間保育利用まで無償化の範囲内	8 時間保育利用まで無償化の範囲内
主な認定対象者	主にフルタイム勤務	主にパートタイム勤務
問題点や課題点	<p>【標準時間認定】 原則 8 時間保育としながらも、保護者の多くがフルタイム勤務者である事から、現実的には8 時間の保育時間を大きく超えているが、保育士配置基準上や公定価格上、その実態が制度的に反映されておらず、保育現場の犠牲の上に保育制度が成り立っている。</p> <p>一般的なフルタイム勤務者の保育時間数 (勤務時間 7 時間～8 時間) + (休憩時間 4 5 分～1 時間) + 朝夕通勤時間 とすると…フルタイム勤務者の 保育時間 8 時間 は現実的でない。</p>	

【平成25年度経営実態調査より参考資料】

＜経営実態調査の結果＞

保育所の入所児童の1日当たりの平均利用時間区別の「入所児童1人当たり支出額」

平均利用時間	入所児童 1人当たり支出額	施設数（構成割合）
8時間未満	881千円（106人）＜18.0人＞	76か所（6.1%）
8時間以上 9時間未満	888千円（103人）＜21.9人＞	400か所（32.1%）
9時間以上10時間未満	981千円（102人）＜22.9人＞	547か所（43.9%）
10時間以上	927千円（99人）＜22.2人＞	224か所（18.0%）

平均利用（保育）時間が**9時間以上10時間未満**の施設が一番多く**43.9%**である。

10時間以上の施設も含めた割合は全体の**61.9%**となっている。

今後無償化の影響で更に長時間保育化が進む事も懸念される。

- ・ 調査結果を見ると、入所児童の1日当たりの平均利用時間が長くなるにつれ、「入所児童1人当たり支出額」が増加する傾向が見られる。

公定価格上の人件費と設備運営基準に基づいて配置した職員数の関係について

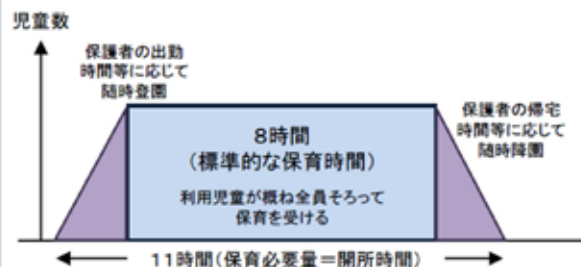
※前提

- ✓ 利用児童89人の園
- ✓ 年齢や標準時間・短時間認定の割合は右表(3府省調べの数値から算出)
- ✓ 利用児童の利用開始・終了時間推移は平成26年の新制度施行検討時のものを活用
- ✓ 地域区分はその他地域
- ✓ 園の開所は週6日・午前8時～午後7時までの11時間開所、保育士は週40時間労働

	標準時間認定	短時間認定	合計
4, 5歳児	30人	4人	34人
3歳児	15人	3人	18人
1, 2歳児	28人	4人	32人
0歳児	5人	0人	5人
合計	78人	11人	89人

設備運営基準上必要とされる保育士

- 上記の園における設備運営基準上必要とされる保育士の数は、中央図①と同様に、9人。9人の保育士で保育する児童に関し、1日における実際の利用イメージは下図。



※平成26年3月28日第14回子ども・子育て会議、第18回子ども・子育て会議基準検討部会 合同会議資料2より
※実際の利用も、このイメージのような形になっている

- ◎ 上図より、1日11時間開所で6日間開所する際に必要となる保育士の労働時間は、
 $(9 \times 8 + 9 \times 3 \times 1/2) \times 6$
= 513時間

公定価格上措置されている保育士

- ① 設備運営基準から計算した必要な保育士数
 4, 5歳児 $34(人) \times 1/30 = 1.1(人)$
 3歳児 $18(人) \times 1/20 = 0.9(人)$
 1, 2歳児 $32(人) \times 1/6 = 5.3(人)$
 0歳児 $5(人) \times 1/3 = 1.6(人)$
 → 合計 9.0人
- ② 休けい保育士 → 1人
- ③ 標準時間認定の児童受入れによる保育士費用の措置
 → 常勤: $1人 \times 78/89 = 0.8人$
 非常勤(3時間/日): $1人 \times 78/89 = 0.8人$
- ④ 業務省力化
 → 保育士の人数に対応 (9+1+0.8)
- ◎ 以上より、公定価格上措置されている保育士でカバーできる1週間あたりの労働時間は、
 $40 \times 10.8 + 6 \times 3 \times 0.8 + 約8 \times 10.8$
= 約530時間

※約8…保育士1人あたり週約8時間分の業務省力化費を非常勤保育士の労働時間に換算したもの

実際に配置されている保育士

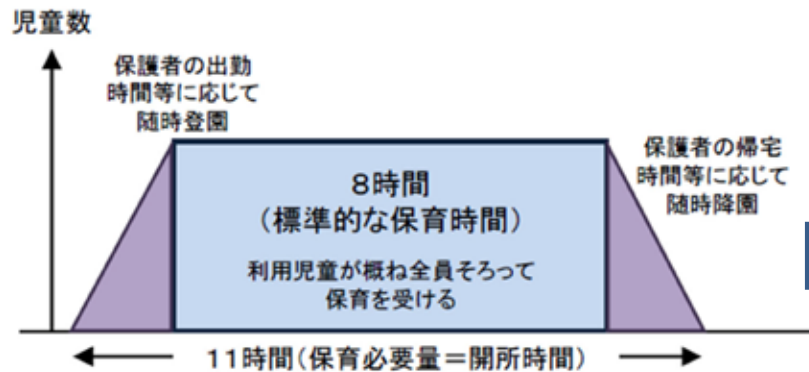
- 「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果<速報値>」によれば、保育所における保育士の配置は、
 - ・ 公定価格基準のみの配置状況では、常勤換算(常勤+非常勤)で12.3人であったが、
 - ・ 実際の配置状況は、常勤で14.3人、非常勤で2.4人(合計16.7人)であった(次頁も参照)。

別添資料 6

令和1年11月12日「第48回子ども・子育て会議」資料一部参照

設備運営基準上必要とされる保育士

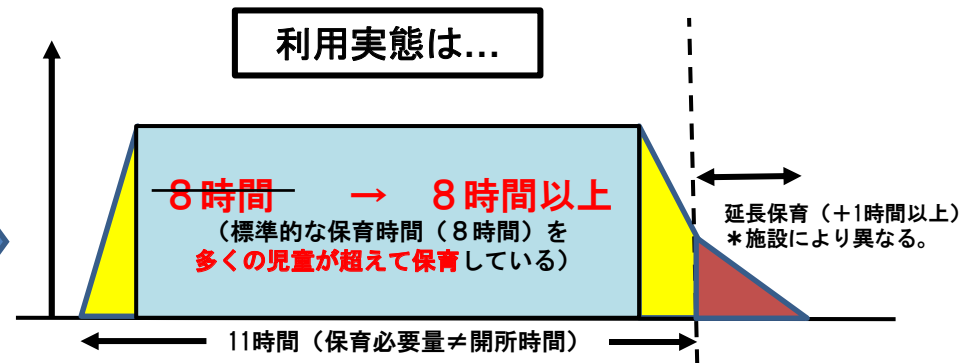
- 上記の園における設備運営基準上必要とされる保育士の数は、中央図①と同様に、9人。9人の保育士で保育する児童に関し、1日における実際の利用イメージは下図。



※平成26年3月28日第14回子ども・子育て会議、第18回子ども・子育て会議基準検討部会 合同会議資料2より
※実際の利用も、このイメージのような形になっている

- ◎ 上図より、1日11時間開所で6日間開所する際に必要となる保育士の労働時間は、
 $(9 \times 8 + 9 \times 3 \times 1/2) \times 6 = \underline{513 \text{時間}}$

児童の保育時間が8時間なのであれば、左記図の様な台形となるが、児童の利用実態からすると、下図の様な形となっているのが実態である。



利用児童が概ね全員そろって保育を受ける時間が8時間を超える場合の必要となる保育士の労働時間は、

【9時間の場合】

$$(9 \times 9 + 9 \times 2 \times 1/2) \times 6 = 540 \text{時間}$$

【9.5時間の場合】

$$(9 \times 9.5 + 9 \times 1.5 \times 1/2) \times 6 = 553.5 \text{時間}$$

【10時間の場合】

$$(9 \times 10 + 9 \times 1 \times 1/2) \times 6 = 567 \text{時間}$$

別添資料 7

【保育所及び認定こども園の職員配置基準の現状と課題】

現在の保育士配置基準

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
保育士	3 : 1	6 : 1		20 : 1 (15 : 1)	30 : 1

* () 内は、配置改善加算費の適用による基準

現在の調理員配置基準 * 昭和23年より下記の基準にて実施

定員	40名以下	41名 ~ 150名	151名以上
調理員	1名	2名	3名 (内1名は非常勤)

配置基準の課題

保育士…子どもの安全を守り、質の高い保育を行う為にも抜本的な配置基準の見直しを行う必要がある。

特に、4歳児・5歳児については児童30名に対し保育士1名で保育を行う事は大変困難になっており、殆どの施設で独自に配置改善を実施しているのが実情である。

又、世界各国の基準と比較しても非常に基準が低い。

調理員…アレルギーや宗教的理由などにより個別対応の食事提供が必要な児童が増えており、安全安心な食事の提供体制を整える為にも現在の配置基準の1.5倍から2倍の調理員配置は必要である。

別添資料 8

令和1年10月10日「第46回 子ども子育て会議」資料の一部を加筆しています。

2. 結果概要

(3) 職員配置の状況(私立施設)

① 保育所

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 施設長	1.0	1.0	0.0
2 主任保育士	1.0	1.0	0.0
3 保育士	12.3	14.3	2.4
4 保育補助者(資格を有していない者)	-	0.3	0.6
5 調理員	2.0	1.4	0.7
6 栄養士(5に含まれる者を除く)	-	0.7	0.0
7 看護師(保健師・助産師)、准看護師	-	0.3	0.1
8 うち、保育業務従事者	-	0.2	0.0
9 事務職員	1.0	0.6	0.1
10 その他	-	0.2	0.2
合計	-	20.0	4.2
集計施設数	1,741 施設		
平均利用定員数	96 人		

公定価格基準
と比較して
約4.4人増員
* 保育補助者を
含めると
5.3人増員

公定価格基準
と比較して
約0.7人増員

公定価格基準
と比較して
約6.9人増員

- ※ 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。保育士については、年齢別配置基準により配置される数。ただし、3歳児配置改善加算及び主任保育士専任加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育士等の数。
- ※ 「実際の配置状況」・・・公定価格(基本分)や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。
- ※ 「常勤」・・・施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- ※ 「非常勤」・・・常勤職員以外の従事者。
- ※ 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)¹⁴。

別添資料 9

府子本第452号
子保発0331第2号
令和3年3月31日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部(局)長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公印省略)

令和3年度における私立保育所の運営に要する費用について

標記については、市町村からの委託費として運営に要する費用が支給されることとされており、その性格上、一定の用途範囲が定められている。その適切な運用のため、令和3年度における公定価格の基本分単価等の内訳について下記のとおり通知する。

記

公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費(人件費、管理費) + 事業費

1 事業費関係

一般生活費

- ・ 3歳未満児 児童1人月額 10,527円
- ・ 3歳以上児 " 1,818円

2 管理費関係

基本分単価に含まれている管理費

別紙「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

3 人件費関係

令和3年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額
所 長	(福)2-33	257,900円	-
主任保育士	(福)2-17	240,108円	9,300円
保 育 士	(福)1-29	205,530円	7,800円
調 理 員 等	(行二)1-37	176,200円	-

職 種	人件費(年額)				
	20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域
所 長	556万円	537万円	532万円	518万円	509万円
主任保育士	522万円	505万円	500万円	487万円	479万円
保 育 士	442万円	427万円	424万円	413万円	405万円
調 理 員 等	366万円	354万円	351万円	342万円	336万円

職 種	人件費(年額)			
	6/100地域	3/100地域	その他地域	全国平均
所 長	490万円	476万円	462万円	494万円
主任保育士	462万円	449万円	436万円	465万円
保 育 士	391万円	380万円	369万円	394万円
調 理 員 等	324万円	315万円	306万円	327万円

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けやそれに基づいて算出した人件費(年額)を参考として示したものであり、次の事項について留意する必要がある。
- ・ 職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、例えば、委託費で算定されている職員数(配置基準)を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員1人当たりの給与水準となることも考えられるなど、本通知で示す人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。
 - ・ 本通知で示す1人当たりの人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。
- 2 この表における「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
- なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額を加えている。
- 4 この表における「人件費(年額)」とは、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額である。
- 事業費や管理費は全国一律である一方、「人件費(年額)」については、地域手当が地域区分ごとに異なることから地域区分別に算出している。また、「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。
- なお、「人件費(年額)」には、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱは含まない。

別添資料 10

経営実態調査（別添資料8）と公定価格人件費（別添資料9）を
基に算定した **全国平均** における実際の職員配置による人件費

	公定価格における1人当たり単価 ①	公定価格配置人数 ②	人件費相当収入額 ③ (①×②)	実際の職員配置状況 人数 ④	実際の職員配置による1人当たり人件費金額 ③÷④
1. 施設長	494万円	1人	494万円	1人	494万円
2. 主任保育士	465万円	1人	465万円	1人	465万円
3. 保育士 *カッコ内は 4. 保育補助者を含めた人数や金額	394万円	12.3人	4,846万円	16.7人 (17.6人)	290万円 (275万円) * 公定価格との差額 ▲104万円 (▲119万円)
5. 調理員 6. 栄養士	327万円	2人	612万円	2.8人	218万円 * 公定価格との差額 ▲88万円
<p>公的価格評価検討委員会において議論されている賃金改善について、職員1人当たり月額9,000円の改善とした場合、職員配置基準を基に給付された場合には、下記の通り1人当たりの処遇改善額が薄まきになってしまう。</p>					
経営実態調査(別添資料8)を基にした全職種全職員	1人当たり9,000円	17.3人	155,700円	24.2人	1人当たり改善額 6,407円

別添資料 11

【保育士配置基準見直しの変遷】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
S 23～ S 26	10 : 1		30 : 1		
S 37～ S 38	10 : 1		30 : 1		
S 39	8 : 1		9 : 1	30 : 1	
S 40	8 : 1		30 : 1		
S 41	(7 : 1)		30 : 1		
S 42	6 : 1		30 : 1		
S 43	6 : 1		25 : 1	30 : 1	
S 44～ H 9	(3 : 1)	6 : 1	20 : 1	30 : 1	
H 10～ H 26	3 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1	
H 27～ 現在	3 : 1	6 : 1	(15 : 1)	30 : 1	

* () 内は、補助金や加算費等の改善による基準

【世界各国の職員配置・設備基準】

国名	職員配置	施設・設備
日本	<p>0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1</p> <p>保育者は有資格者のみ</p>	<p>○ 2歳児未満 乳児室（1人1.65㎡） ほふく室（1人3.3㎡） 医務室、調理室、便所</p> <p>○ 2歳以上児 ほふく室又は遊戯室（1人1.98㎡） 屋外遊戯室（1人3.3㎡）、 調理室、便所、保育用具</p>
アメリカ	○各州まちまち	○各州まちまち
フランス	○所長及び保育職員の半数以上は乳幼児専門の資格者（集団保育所）	
イギリス	<p>○ 公立保育所 1 : 1 ~ 6 : 1（年齢による）</p> <p>○ 私立保育所 0 ~ 2歳児 3 : 1 2 ~ 3歳児 4 : 1 3 ~ 5歳児 8 : 1</p> <p>保育職員の半数以上は有資格者</p>	<p>○ 児童一人当たりの面積</p> <p>0 ~ 2歳未満児 3.5㎡ 2歳児 2.5㎡ 3歳児以上 2.3㎡</p>
スウェーデン	○プレスクール 通常、15名～20名の年齢混合のグループに3名の保育者（うち2名は有資格者）	○プレスクール 少なくとも4種類の部屋（食堂兼作業室、遊戯室、絵画木工室、小遊戯室）
ニュージーランド	<p>○ 全日保育 （少なくとも1名が有資格者） 2歳未満児 5 : 1 2歳以上児（※） 1 ~ 6名に保育者1名 7 ~ 20名に保育者2名 21 ~ 30名に保育者3名 31 ~ 40名に保育者4名 41 ~ 50名に保育者5名</p> <p>2歳未満児・以上児混合 1 ~ 3名に保育者1名 4名以上の場合は、※と同様</p>	<p>○ 全日保育、半日保育 遊びに使えない場所を除いた空間 1人2.5㎡ 屋外遊戯場（1人5㎡）</p>

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）
（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連5法案について

（1）子育て関連の3法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
- 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

附則

（財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

（平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

4. 少子化危機突破のための緊急対策

（平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定）（抜粋）

5 制度・財政面での対応

（1）子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実のための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7兆円）を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書

（平成25年8月6日）（抜粋）

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

（1）取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

（略）子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源（0.7兆円）では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

6. 経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～
（平成26年6月24日）（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

（4）少子化対策

（略）新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

7. 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日）（抜粋）

施策の具体的内容 1. 重点課題

（1）子育て支援施策を一層充実させる。

①子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

○地域の实情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実
平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」（待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供）及び「質の向上」（職員の配置や処遇の改善等）を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の实情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における
保育所等に対する公費助成の在り方について

社会保障審議会福祉部会報告書 ～社会福祉法人制度改革について～（平成27年2月12日） 抜粋

障害者総合支援法等に関する施設・事業及び保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットINGの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直すべきである。

- ①障害者総合支援法等に関する施設・事業については、（中略）前回改正時の介護関連施設・事業と同様に、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。
- ②保育所については、
 - ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること
 - ・平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むこと
 などを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得ることとする。
- ③措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直しでは公費助成を維持する。

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号） 附則

第三十五条 （略）

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



- 平成29年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するための取組みが行われている。
- こうした状況を踏まえ、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得ることとしたい。